

労災発 0930 第 1 号
平成 26 年 9 月 30 日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
審議官（労災担当）
（ 公 印 省 略 ）

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正
に伴う関係通達の改正及び周知について

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の見直しについては、平成 26 年 9 月 30 日付け基発 0930 第 1 号「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について」をもって示されたところであるが、これに伴い関係通達を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

また、当該見直しに係る周知用リーフレットを今後送付する予定であるので、周知に当たっては下記事項に留意すること。

記

1 関係通達の改正について

昭和 41 年 12 月 26 日付け基災発第 29 号「職場適応訓練受講者の特別加入について」別紙（1）中「14 日以内」を「30 日以内」に改める。

2 周知について

（1）リーフレットの備付け

労働保険事務組合、特別加入団体及び海外派遣者の派遣元事業場等に広く周知するため、本省から送付するリーフレットを受領次第、リーフレットを都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署の各窓口へ備え付けること。

（2）関係団体等に対する周知

平成 26 年 8 月末時点で認可されていた労働保険事務組合並びに特別加入を承認されていた特別加入団体、海外派遣者の派遣元事業主及び団体に対しては、本省から今後リーフレットを送付する予定であるので、了知されたい。

局においては、その他事業主団体、労働組合等の関係機関に対しても、リーフレットを活用し、機会をとらえて周知を図ること。

(3) リーフレットの局ホームページへの掲載

局ホームページにおいてリーフレットの掲載又は厚生労働省ホームページのリーフレット掲載ページへのリンク (※) の表示を行うこと。

(※) 厚生労働省ホームページURL

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo-ukijun/rousai/kanyu.html

3 施行日

本通達は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。